

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	164,945 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,262,196 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	160,368	728	0	47,363	14,548	97,729
	障害者福祉事業	333,438	218,785	0	3,733	14,372	96,548
	児童福祉事業	687,612	250,988	94,200	113,988	29,599	198,837
	母子福祉事業	22,917	5,109	0	0	2,307	15,501
	小計	1,204,335	475,610	94,200	165,084	60,826	408,615
社会保険	介護保険事業	282,178	22,500	0	0	33,647	226,031
	国民健康保険事業	136,029	72,325	0	0	8,254	55,450
	後期高齢者医療事業	284,574	50,027	0	0	30,390	204,157
	小計	702,781	144,852	0	0	72,291	485,638
保健衛生	健康増進事業	2,273	503	0	53	222	1,495
	病院事業	235,737	0	4,800	44,908	24,104	161,925
	疾病予防事業	91,439	34,656	0	13,700	5,582	37,501
	医療提供体制確保事業	25,631	250	0	10,566	1,920	12,895
	小計	355,080	35,409	4,800	69,227	31,828	213,816
合計	2,262,196	655,871	99,000	234,311	164,945	1,108,069	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。